

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
第十八条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織（契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して入札を行う場合には、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置くことに代えて、当該契約担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。）に予定価格を記録することができる。
附則第三項に後段として次のように加える。

この場合において、予定価格調書は、封書にしないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。